

阿倍野区役所 子育て支援専門員（会計年度任用職員）募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

阿倍野区役所保健福祉課子育て支援担当において、来庁・架電する子どもの保護者等に対して、多岐にわたる子育て支援サービスについて、各サービスの内容、申請方法などを説明する業務を行う。

3 応募資格

次のいずれかに該当し、かつ、地方公務員法第16条各号に該当しない者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (2) 社会福祉士
- (3) 4年以上社会福祉に関する業務に従事した者
- (4) 前各号に準ずる者であって、子育て支援専門員として必要な知識経験を有する者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（次格条項）

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時00分から午後5時15分（休憩45分）

週4日30時間（月曜日から金曜日のうち本市が指定する4日間）

(2) 休日

土曜日、日曜日、月曜日から金曜日のうち本市が指定する1日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）

(3) 勤務場所

阿倍野区役所保健福祉課（子育て支援担当）（大阪市阿倍野区文の里1-1-40）

(4) 報酬等

報酬（月額）	176,436円～222,372円
期末手当（6月、12月に支給）	644,873円～812,769円（6月、12月の合計額）
年収見込	2,762,105円～3,481,233円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

※期末手当については6月・12月期あわせて3.655月分となります。再度の任用がされた場合、2年目以降は6月・12月期あわせて計4.650月分となります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：令和8年4月1日（任用日）～令和9年3月31日（任期満了日）
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none">夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・配偶者分娩休暇・育児参加休暇・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none">生理休暇・妊娠障害休暇・育児時間休暇子の看護休暇※1　・短期介護休暇※1　・ドナー休暇 <p>（※1）別途取得要件あり</p>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険（共済組合）、厚生年金保険（日本年金機構）、雇用保険

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 選考方法

(1) 筆記（論文）試験

(2) 口述（面接）試験

7 選考日時及び選考会場

日時：令和8年2月13日（金曜日）午前9時30分開始（9時15分集合）

場所：阿倍野区役所内 会議室

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申込みください。書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（1）阿倍野区役所子育て支援専門員（会計年度任用職員）採用申込書 1通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

（2）「受験案内」及び「結果通知」送付用の定形封筒（長形3号） 各1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

（3）社会福祉士等資格を証明する書類の写し（免許を有する者のみ）

9 採用申込書の受付期間

（1）持参する場合

ア 申込み期間

令和7年12月24日（水曜日）から令和8年1月28日（水曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

午前9時から午後5時30分まで

イ 申込書受付場所

〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里1-1-40

阿倍野区役所保健福祉課（子育て支援担当）3階31番窓口

（2）郵便等で送付する場合

ア 申込期間

令和8年1月28日（水曜日）まで（必着）

※「子育て支援専門員職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れ、簡易書留で送付してください。簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。

イ 申込書送付先

上記（1）イと同じ

10 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和8年1月30日（金曜日）までに郵便にて送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、令和8年2月6日（金曜日）午後5時までに受験案内が届かない場合2月9日

（月曜日）午後1時までに阿倍野区役所保健福祉課子育て支援担当へ連絡してください。

11 結果通知

合否については、令和8年2月20日（金曜日）受験者本人あてに通知します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

12 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。
- (3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- (4) 令和5年度の予算発効をもって有効とします。

13 問合せ先

阿倍野区役所保健福祉課（子育て支援担当）
〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里1-1-40
電話：06-6622-9865 ファックス：06-6621-1412

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと